

船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 操縦免許証の滅失等再交付
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第86条
- ③ 手続対象者 : 操縦免許受有者
- ④ 提出時期 : 有効期間の操縦免許証が滅失等をしたとき
- ⑤ 提出方法 : 操縦免許証再交付申請書に必要書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出するか必要書類一式を地方運輸局又は運輸支局に郵送してください。
- ⑥ 手数料 : 1, 250円
- ⑦ 添付書類 :
 - 操縦免許証再交付申請書
 - 滅失した事実を証明するに足りる書面
 - 操縦免許証用写真
 - 旧操縦免許に係る海技免状を滅失再交付する場合は、本籍の記載のある住民票の写し
 - 手数料納付書
- ⑧ 申請様式 : 操縦免許証再交付申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

① 提出先:	北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	011-290-2772
	東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
	関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
	北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-285-9159
	中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
	近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
	神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
	中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8707
	四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-802-6831
	九州運輸局海技資格課	092-472-3176
	沖縄総合事務局船舶船員課	098-866-1838

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第86条第1項から第3項
- ② 標準処理時間 : 約10間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

